

中期目標期間終了後の積立金の処理について

- ・ 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、繰越損失に充当し、なお残余がある場合、積立金として整理する。(法人法第40条第1項)
- ・ 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る整理を行った後、積立金があるときは、その額に相当する金額のうち市長の承認を受けた金額を、中期計画の定めるところにより、次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。(同条第4項)
⇒承認にあたっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。(同条第5項)
- ・ 法人は、積立金の額に相当する金額から市長の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を名古屋市に納付しなければならない。(同条第6項)

